

# 別府大学奨学生募集要領

別府大学は本学への入学について明確な意志を持つ者のうち、学業が優秀であるが経済的な理由で修学が困難な者に対し、入学金や授業料を減免する奨学生制度を設けています。この奨学生に関する出願手続・選考方法等は、次の通りです。

## 出 願 資 格

本学への入学について明確な意志を持つ者のうち、「学業が優秀」であるが「経済的な理由」で修学が困難な者。

「学業が優秀」とは、高校における評定平均値が3.5以上であることを一つの目安とします。

「経済的な理由」については提出書類の(3)を精査して判断します。

## 選考方法及び入学金・授業料の減免

対象入試	指定校推薦	推薦1期	A日程	B日程	セ利1期
出願期間	10月10日～17日	対象入試の出願と同時			
選考方法	書類審査と国語の試験	書類審査と対象入試の得点			
試験日・会場	10月24日(土) 本学				
試験時間	13:00～14:00				
採否通知	11月中旬	対象入試の合格発表日			
免除内容	入学金全額免除、授業料全額免除、授業料半額免除				
検定料	無料				
採用人数	各対象入試とも若干名				

※国語は現代文のみ

※採否の通知については出願者に郵便で直接通知します。なお、採否についての電話での問い合わせには応じません  
**採否通知用の宛名シールにも切手を貼って必ず同封のこと**

## 提 出 書 類

- (1) 奨学生志願票 (所定)
- (2) 奨学生申請書 (所定-43ページ)
- (3) 家計を支えている者全ての所得を証明するもの (前年度の源泉徴収票、確定申告書や所得証明書等)、あるいは修学を困難にする経済的理由を証明する書類
- (4) 高等学校長の推薦書 (A日程、B日程、センター試験利用1期の受験者のみ提出。所定-44ページ)
- (5) 調査書または高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書 (入学試験用及び奨学生採否判定用と2通必要)

## 奨学生資格の喪失

奨学生は次の場合に不適格と見なされ、授業料の減免は停止されます

- (1) 申請書および提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 対象入試の入学手続を完了しなかった場合
- (3) 別府大学学則に定める懲戒の処分を受けた場合
- (4) 別府大学の奨学生として不適格な行為を行った場合
- (5) 各年次における学業成績が標準に達しなかった場合

# 別府大学短期大学部奨学生募集要領

別府大学短期大学部は本学への入学について明確な意志を持つ者のうち、学業が優秀であるが経済的な理由で修学が困難な者に対し、入学金や授業料を減免する奨学生制度を設けています。この奨学生に関する出願手続・選抜方法等は、次の通りです

## 出願資格

入学について明確な意志を持つ者のうち、「学業が優秀」であるが「経済的な理由」で修学が困難な者。「学業が優秀」とは、高校における評定平均値が3.5以上であることを1つの目安とします。「経済的な理由」については提出書類の(3)を精査して判断します。

## 免除内容

入学金全額免除、授業料全額免除、授業料半額免除

## 日程等

願書は締切日必着

	1期	2期
出願期間	2015年9月16日(水)～9月25日(金)	2016年1月8日(金)～1月26日(火)
試験日	10月3日(土)	2月1日(月)
会場	別府キャンパス	
時間	集合 10:00 試験 10:30～11:30	面接 11:45～ 注1
採否通知	10月下旬	2月下旬
検定料	無料	
採用人数	若干名	

※採否の通知については出願者に郵便で直接通知します。なお、採否についての電話での問い合わせには応じません  
**採否通知用の宛名シールにも切手を貼って必ず同封のこと**

注1 上記試験日までに本学入学試験を受験していない者は、国語の試験終了後に面接を行う。

試験当日に入学試験を受験する者または既に受験した者は、入学試験時の面接内容を評価に充てる。

## 選抜方法

提出書類・試験の得点・面接の総合評価

## 試験内容

(1) 国語(現代文) 100点 60分 (2) 面接

## 提出書類

- (1) 奨学生志願票(所定)
- (2) 奨学生申請書(所定-43ページ)
- (3) 家計を支えている者全ての所得を証明するもの(前年度の源泉徴収票、確定申告書や所得証明書等)、あるいは修学を困難にする経済的理由を証明する書類
- (4) 高等学校長の推薦書(試験当日に推薦系入試を受験する者または既に受験した者は除く。所定-44ページ)
- (5) 調査書または高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書(入学試験用及び奨学生採否判定用と2通必要)

## 奨学生資格の喪失

次の(1)～(5)に該当した場合、不適格と見なされ、奨学生資格を喪失します

- (1) 申請書および提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 1期は推薦2期(12月24日)、2期はC日程、センター利用2期(3月22日)までに入学手続を完了しなかった場合
- (3) 別府大学短期大学部学則に定める懲戒の処分を受けた場合
- (4) 別府大学短期大学部の奨学生として不適格な行為を行った場合
- (5) 各年次における学業成績が標準に達しなかった場合